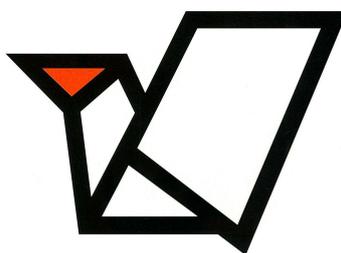


令和7年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案説明資料



令和7年3月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
議員提出議案		
議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について	資料1	1
議案		
議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	資料2	9
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	資料3	13
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について	資料4	17
議案第4号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	資料5	21
議案第5号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	資料6	23
議案第6号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	資料7	25
議案第7号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	資料8	29

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 について

1 条例改正の理由

令和 4 年 6 月 17 日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること等を内容としているため、改正法の施行までに、標記条例の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）」の一部改正に伴い、引用箇所の項ずれを改めるほか、所要の改正を行います。

なお、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされているため、議員提案により改正するものです。

2 条例改正の内容

(1) 「懲役」を「拘禁刑」に改めます。（第 53 条～第 55 条関係）

(2) 次のとおり番号利用法引用箇所について、項ずれを改めます。

ア 「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改めます。（第 2 条第 10 項関係）

イ 表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改めます。（第 12 条第 5 項関係）

(3) その他所要の改正を行います。

3 条例の施行日

(1) 第 53 条から第 55 条までの改正規定 令和 7 年 6 月 1 日

(2) 第 2 条第 10 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（表を改める部分に限る。）

令和 7 年 4 月 1 日

(3) その他所要の改正 公布の日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号 <u>以下「情報公開条例」</u>という。)第2条第1項に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>) <u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号。 <u>以下「情報公開条例」</u>という。)第2条第1項に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>以下「番号利用法」という。</u>) <u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u> </u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1758 518 2004">(略)</th> <th data-bbox="470 1456 518 1758">(略)</th> <th data-bbox="470 1131 518 1456">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 1758 630 2004">第38条第1項第1号</td> <td data-bbox="518 1456 630 1758">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td data-bbox="518 1131 630 1456">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第<u>2</u>条第10項に規定する特定個人情報フ</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 <u>2</u> 条第10項に規定する特定個人情報フ
(略)	(略)	(略)					
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 <u>2</u> 条第10項に規定する特定個人情報フ					
<p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 884 518 1131">(略)</th> <th data-bbox="470 582 518 884">(略)</th> <th data-bbox="470 271 518 582">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 884 630 1131">第38条第1項第1号</td> <td data-bbox="518 582 630 884">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td data-bbox="518 271 630 582">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第<u>2</u>条第9項に規定する特定個人情報フ</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 <u>2</u> 条第9項に規定する特定個人情報フ
(略)	(略)	(略)					
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 <u>2</u> 条第9項に規定する特定個人情報フ					

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>、<u>これらに準ずる事項を記録するもの</u>（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、</p>

<p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下 <u>前章</u>）「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第</p>	<p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下 <u>この章</u>において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定 <u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第</p>
--	---

<p>15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

1 条例制定の理由

令和 4 年 6 月 17 日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること等を内容としているため、改正法の施行までに、関係条例の「懲役」並びに「禁錮」及び「禁こ」を「拘禁刑」に改めるほか、所要の改正を行います。

2 条例の主な内容

(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

ア 個人情報の保護に関する法律施行令の改正により引用条文のずれが生じていたため改めます。（第 3 条関係）

イ 「懲役」を「拘禁刑」に改めます。（附則第 2 条関係）

(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（第 20 条関係）

「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（第 7 条関係）

「禁こ」を「拘禁刑」に改めます。

(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

3 条例の施行日

令和 7 年 6 月 1 日（神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 条関係の規定については公布の日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(登録簿)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第74条第2項各号(第5号、第9号及び第11号を除く。)及び<u>令第20条第3項各号</u>の規定中「個人情報ファイル」とあるのを「個人情報」と読み替えた場合における法第74条第2項各号(第9号及び第11号を除く。)の規定に掲げる個人情報を取り扱う事務については適用しない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第18条に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(登録簿)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、法第74条第2項各号(第5号、第9号及び第11号を除く。)及び<u>令第19条第3項各号</u>の規定中「個人情報ファイル」とあるのを「個人情報」と読み替えた場合における法第74条第2項各号(第9号及び第11号を除く。)の規定に掲げる個人情報を取り扱う事務については適用しない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第18条に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第20条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第20条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された会計年度任用職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された会計年度任用職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当</p>	<p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当</p>

新	旧
<p>該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について

1 条例改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の均等割額に係る所得判定基準の見直しが行われることから、当広域連合においても標記条例の一部改正を行います。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第 111 条の規定による徴収猶予について、国通知を踏まえ、急患等の被保険者に係る取扱いの一部改正を併せて行います。

加えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証の発行が終了したことに伴い、被保険者証に関する罰則規定を削除します。

2 条例改正の内容

(1) 被保険者均等割額に係る所得判定基準の見直し

ア 5割軽減（条例第 12 条第 1 項第 2 号）

（現行） 43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数
+ 10 万円 × （公的年金または給与所得者の合計数 - 1）

（改正後） 43 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数
+ 10 万円 × （公的年金または給与所得者の合計数 - 1）

イ 2割軽減（条例第 12 条第 1 項第 3 号）

（現行） 43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数
+ 10 万円 × （公的年金または給与所得者の合計数 - 1）

（改正後） 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数
+ 10 万円 × （公的年金または給与所得者の合計数 - 1）

(2) 保険料の徴収猶予期間の変更（条例第 15 条第 1 項）

（現行） 6 か月以内の期間を限って

（改正後） 6 か月 （ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年） 以内の期間を限って

(3) 被保険者証に関する罰則規定（条例第 24 条）の削除及び条項の繰り上げ

ア 被保険者証に関する罰則規定を削除する。

イ 条例第 25 条から第 27 条を第 24 条から第 26 条へ繰り上げる。

3 条例の施行日

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>目次 第1章～第5章(略) 第6章 罰則(第23条—<u>第26条</u>)</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>30万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険</p>	<p>目次 第1章～第5章(略) 第6章 罰則(第23条—<u>第27条</u>)</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険</p>

者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。次条において同じ。)の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月 (ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年) 以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2・3 (略)

(削る)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

2 (略)

者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に54万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。次条において同じ。)の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月 _____

_____ 以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

(新設)

2・3 (略)

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

2 (略)

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について

1 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、令和 6 年 12 月 2 日に被保険者証の発行が終了したことに伴い、「被保険者証」等の文言整理を行うため、第 4 次広域計画を一部変更します。

2 一部変更内容

第 4 次広域計画では、「7. 広域連合と構成市町村の事務分担」に「被保険者証」等の記載があるため、該当箇所を次の新旧対照表のとおり変更します。

(新旧対照表)

新		旧	
広域連合が担う事務	市町村が担う事務	広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務		被保険者の資格管理に関する事務	
(略) ・ <u>資格確認書等の交付、回収</u> <u>(削る)</u> ・ 特定疾病受療証の交付	(略) ・ <u>資格確認書等の引渡し</u> ・ <u>資格確認書等の返還の受付</u> ・ 特定疾病受療証に係る申請書の受付	(略) ・ <u>被保険者証の交付、回収</u> ・ <u>短期被保険者証などの発行</u> ・ 特定疾病受療証等の交付	(略) ・ <u>被保険者証、短期被保険者証の引渡し</u> ・ <u>被保険者証等の返還の受付</u> ・ 特定疾病受療証等に係る申請書の受付
(略)		(略)	

神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画
新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2. 広域計画の趣旨、計画期間及び改定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 計画期間と改定</p> <p>第4次計画である本計画は、第3次広域計画(平成28年度から令和3年度)における取組及び実績を踏まえ、令和4年度から令和13年度の10年間の計画としました。なお、法改正等により、広域計画の改正が必要となったときには、随時広域計画の改定を行うものとします。</p> <p>※ <u>令和7年3月の一部変更について</u> <u>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、令和6年12月2日に被保険者証の発行が終了したことに伴い、「被保険者証」等の文言整理を行うため、本広域計画の一部変更を行いました。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7. 広域連合と構成市町村の事務分担</p> <p>広域連合及び市町村は、相互に連携・協力し、適正かつ効率的に本制度の運営に努め、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。</p> <p>広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付、高齢者保健事業などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付などに関する事務を行います。主な業務内容は、次の通りです。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2. 広域計画の趣旨、計画期間及び改定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 計画期間と改定</p> <p>第4次計画である本計画は、第3次広域計画(平成28年度から令和3年度)における取組及び実績を踏まえ、令和4年度から令和13年度の10年間の計画としました。なお、法改正等により、広域計画の改正が必要となったときには、随時広域計画の改定を行うものとします。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7. 広域連合と構成市町村の事務分担</p> <p>広域連合及び市町村は、相互に連携・協力し、適正かつ効率的に本制度の運営に努め、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。</p> <p>広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付、高齢者保健事業などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付などに関する事務を行います。主な業務内容は、次の通りです。</p>

広域連合が担う事務	市町村が担う事務	広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務		被保険者の資格管理に関する事務	
(略) ・ <u>資格確認書等の交付、回収</u> <u>(削る)</u> ・ 特定疾病受療証の交付	(略) ・ <u>資格確認書等の引渡し</u> ・ <u>資格確認書等の返還の受付</u> ・ 特定疾病受療証に係る申請書の受付	(略) ・ <u>被保険者証の交付、回収</u> ・ <u>短期被保険者証などの発行</u> ・ 特定疾病受療証等の交付	(略) ・ <u>被保険者証、短期被保険者証の引渡し</u> ・ <u>被保険者証等の返還の受付</u> ・ 特定疾病受療証等に係る申請書の受付
(略)		(略)	
8 (略)		8 (略)	

【このページは空白です】

令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第 1 号)について

1 補正予算額

3 億 2,170 万 4 千円を増額し、予算総額を 50 億 3,926 万 1 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 民生費国庫補助金

標準システムクラウド化に係るシステム改修経費への国庫補助金の増：

2 億 1,752 万 6 千円の増

・ 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金：3,045 万 3 千円の増

・ 特別調整交付金：1 億 8,707 万 3 千円の増

○ 財産収入

金利上昇に伴う基金運用利子の増：129 万 5 千円の増

○ 財政調整基金繰入金

財政調整基金繰入金を財源の予定としていた事業の一部が国庫補助金の対象となったことによる繰入金の減額：2 億 1,752 万 6 千円の減

○ 繰越金

令和 5 年度からの繰越額の確定：3 億 2,040 万 9 千円の増

＜歳入予算補正＞

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金 1. 国庫補助金	1. 民生費国庫補助金	639,802	217,526	857,328
3. 財産収入 1. 財産運用収入	1. 利子及び配当金	42	② 1,295	1,337
4. 繰入金 1. 基金繰入金	1. 財政調整基金繰入金	1,080,236	▲217,526	862,710
5. 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	1	① 320,409	320,410
歳入合計		4,717,557	321,704	5,039,261

(2) 歳出

○ 一般管理費

令和 5 年度国庫補助金の精算に伴う国への償還金：169 万円の増

○ 財政調整基金費

令和 5 年度繰越額の確定等に伴う基金への積立金：3 億 2,001 万 4 千円の増

＜歳出予算補正＞

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	4,705,786	③ 1,690	4,707,476
2. 総務費 1. 総務管理費	2. 財政調整基金費	43	④ 320,014	320,057
歳出合計		4,717,557	321,704	5,039,261

【参考】

1 令和5年度の一般会計決算剰余金等を財政調整基金に積立 (単位：千円)

5年度繰越金の増 (3月補正) ①	6年度財産収入の増 (3月補正) ②	5年度償還金の増 (3月補正) ③	6年度財政調整基金 積立金補正額 (3月補正) ④=①+②-③
320,409	1,295	1,690	320,014

2 財政調整基金令和6年度末残高見込み (単位：千円)

	5年度末残高 A	6年度取崩額 B	6年度積立額 (見込) C	6年度末残高 (見込) D=A-B+C
財政調整基金	1,991,875	862,710	<u>(今回補正分) 320,014</u> <u>(当初予算利子等分) 43</u> 計 320,057	1,449,222

令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

1 補正予算額

38億6,898万4千円を増額し、予算総額を1兆1,347億6,005万5千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

- 市町村負担金
令和5年度療養給付費負担金等の精算分：4億9,827万2千円の減
- 支払基金交付金
令和5年度後期高齢者交付金の精算分：3億8,620万5千円の増
- 財産収入
金利上昇に伴う基金利子運用の増加分：515万8千円の増
- 繰越金
令和5年度からの繰越額の確定：39億7,589万3千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	243,341,315	② ▲498,272	242,843,043
4. 支払基金交付金	1. 支払基金交付金	464,029,570	③ 386,205	464,415,775
6. 財産収入	1. 財産運用収入	282	④ 5,158	5,440
8. 繰越金	1. 繰越金	8,899,293	① 3,975,893	12,875,186
歳入合計		1,130,891,071	3,868,984	1,134,760,055

(2) 歳出

- 支払基金拠出金
出産育児支援金の決定額不足分：1,044万円の増
- 基金積立金
令和5年度繰越額の確定等に伴う療養給付費等支払準備基金への積立金：25億605万7千円の増
令和5年度繰越額の確定等に伴う保健事業等支援基金への積立金：467万9千円の増
- 償還金
令和5年度国庫負担金等の精算に伴う償還金：13億4,780万8千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 支払基金拠出金	1. 支払基金拠出金	850,093	⑤ 10,440	860,533
5. 基金積立金	1. 基金積立金	282	⑥ 2,510,736	2,511,018
7. 諸支出金	1. 償還金及び 還付加算金	10,303,000	⑤ 1,347,808	11,650,808
歳出合計		1,130,891,071	3,868,984	1,134,760,055

【参考】

1 令和5年度の特別会計決算剰余金等を基金に積立

(単位：千円)

5年度繰越金の増 (3月補正) ①	6年度市町村負担金の減 (3月補正) ②	6年度支払基金交付金の増 (3月補正) ③	6年度財産収入の増 (3月補正) ④	6年度支払基金拠出金・ 6年度償還金の増 (3月補正) ⑤	6年度基金積立金補正額 (3月補正) ⑥= ①+②+③+④-⑤
(繰越金) 3,975,893	▲498,272	386,205	5,158	1,358,248	2,510,736

2 療養給付費等支払準備基金令和6年度末残高見込み

(単位：千円)

	5年度末残高 A	6年度取崩額 B	6年度積立額(見込) C	6年度末残高(見込) D=A-B+C
療養給付費等 支払準備基金	12,253,121	6,228,488	(今回補正分) 2,506,057 (当初予算利子分) 246 計 2,506,303	8,530,936

3 保健事業等支援基金令和6年度末残高見込み

(単位：千円)

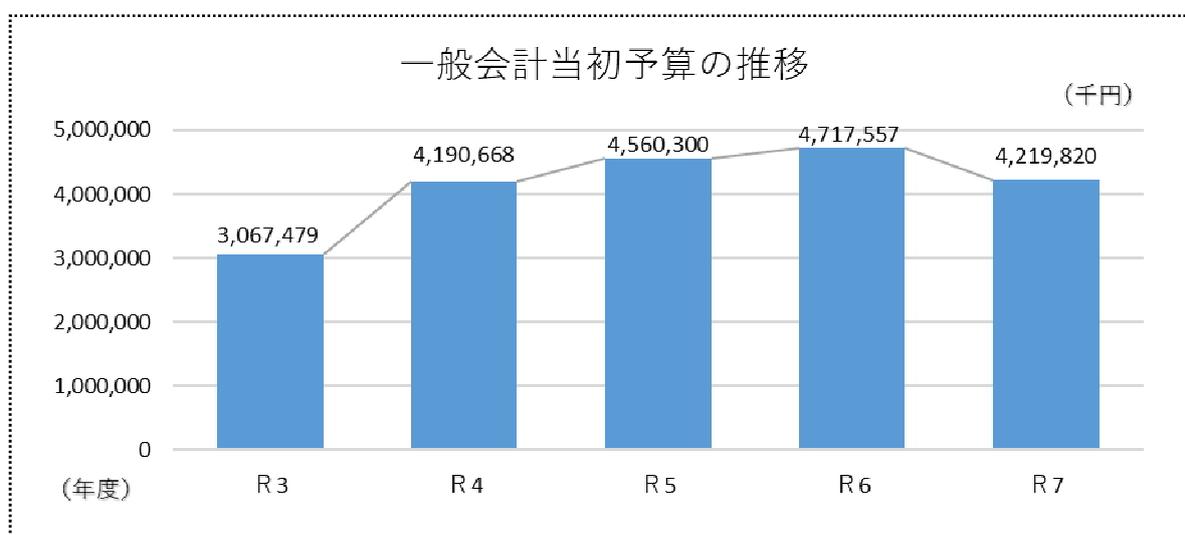
	5年度末残高 A	6年度取崩額 B	6年度積立額(見込) C	6年度末残高(見込) D=A-B+C
保健事業等 支援基金	1,818,021	200,000	(今回補正分) 4,679 (当初予算利子分) 36 計 4,715	1,622,736

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算について

1 予算案の全体概要

令和 7 年度予算総額は、対前年度比 4 億 9,773 万 7 千円減額(▲10.6%)の 42 億 1,982 万円となっています。財政調整基金を活用した標準システムクラウド化対応業務委託等の臨時的な経費の減や、被保険者証廃止に伴う通信運搬費の減等により予算総額は減少していますが、被保険者数の増加や、金融機関振込手数料有料化による経費などの経常的経費は前年度に比べ増加しています。

令和 6 年度と同様、財政調整基金や保険者インセンティブに係る特別調整交付金を活用しますが、市町村負担金は令和 6 年度に比べ増額となります。



※R4 以降は「保健事業費」及び「保健事業等支援基金費」が特別会計に移行しています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位:千円)

項目	令和7年度	令和6年度	増減額(率)
分担金及び負担金	3,099,117	2,997,449	101,668 (3.4%)
国庫支出金	677,719	639,802	37,917 (5.9%)
繰入金	440,155	1,080,236	▲640,081 (▲59.3%)
その他の歳入	2,829	70	2,759 (大幅増)
歳入合計	4,219,820	4,717,557	▲497,737 (▲10.6%)

(2) 主な増減要因

- 分担金及び負担金：県内市町村からの共通経費負担金 101,668 千円
被保険者数の増加及び経常的経費(金融機関振込手数料等)の増加による増
- 国庫支出金：国からの補助金や交付金 37,917 千円
保険者インセンティブに係る特別調整交付金の増
- 繰入金：財政調整基金からの繰入金 ▲640,081 千円
標準システムクラウド化費用等の減

3 歳出について

(1) 総括表

(単位:千円)

項目	令和7年度	令和6年度	増減額(率)	
議会費	1,325	1,319	6	(0.5%)
総務費	4,208,495	4,706,238	▲497,743	(▲10.6%)
会計関係費	308,761	163,259	145,502	(89.1%)
資格管理事業費	544,742	605,357	▲60,615	(▲10.0%)
給付関係事業費	692,254	687,471	4,783	(0.7%)
医療費適正化事業費	755,049	781,810	▲26,761	(▲3.4%)
電算システム関係費	1,184,087	1,772,486	▲588,399	(▲33.2%)
財政調整基金費	2,581	43	2,538	(大幅増)
その他の総務費	721,021	695,812	25,209	(3.6%)
予備費	10,000	10,000	0	(0.0%)
歳出合計	4,219,820	4,717,557	▲497,737	(▲10.6%)

※事業別一覧は別紙のとおり。

(2) 主な増減要因

- 会計関係費 145,502千円
金融機関振込手数料の有料化による手数料の増
- 資格管理事業費 ▲60,615千円
被保険者証の廃止に伴い、一部普通郵便の取扱いとなること等による通信運搬費の減
- 給付関係事業費 4,783千円
郵便料金改定による支給決定通知書等の通信運搬費の増
- 医療費適正化事業費 ▲26,761千円
資格過誤点検業務等に係る委託料の減
- 電算システム関係費 ▲588,399千円
標準システムクラウド化の完了によるクラウド化対応業務等委託料の減
- 財政調整基金費 2,538千円
金利上昇に伴う財政調整基金利子積立金の増

4 基金の状況

(単位:千円)

	6年度末 残高(見込) A	7年度 取崩予定額 B	7年度 積立予定額 C	7年度末 残高(見込) D=A-B+C
財政調整基金	1,449,222	440,155	2,581	1,011,648

(単位：円)

令和7年度広域連合一般会計予算案 事業別一覧 (対前年度比較)

	令和7年度 予算額(案)		令和6年度 当初予算額		対前年度増減額		対前年度比		予算額(E列)の主な増減の内訳
	A	特定財源等	C	B	E=A-B	F=C-D	A/B(%)	C/D(%)	
01 議会費	1,325,000	0	1,325,000	1,319,000	6,000	6,000	100.5%	100.5%	
02 総務費	4,208,495,000	1,120,703,000	3,087,792,000	4,706,238,000	▲ 497,743,000	101,662,000	89.4%	103.4%	
01 総務管理費	4,208,086,000	1,120,703,000	3,087,383,000	4,705,829,000	▲ 497,743,000	101,662,000	89.4%	103.4%	
01 広域連合運営管理費	159,631,000	24,930,000	134,701,000	163,444,000	▲ 3,813,000	▲ 4,790,000	97.7%	96.6%	・通信運搬費(電話料等)の減 ▲3,614千円
02 広域連合事業費負担金	434,523,000	0	434,523,000	424,170,000	10,353,000	10,353,000	102.4%	102.4%	・人件費相当負担金(昇給率2.7%反映)の増 10,353千円
03 会計関係費	308,761,000	0	308,761,000	163,259,000	145,502,000	145,502,000	189.1%	189.1%	・手数料(金融機関振込手数料有料化 R6.10～)の増 145,547千円
04 保険料関係事業費	23,192,000	0	23,192,000	29,485,000	▲ 6,293,000	▲ 6,293,000	78.7%	78.7%	・印刷製本費(制度改正周知用広報)の減 ▲5,068千円
05 資格管理事業費	544,742,000	427,615,000	117,127,000	605,357,000	▲ 60,615,000	▲ 233,974,000	90.0%	33.4%	・被保険者証廃止に伴い、一部普通郵便となること等による通信運搬費の減 ▲128,393千円 ・要配慮者等に係る資格確認書交付申請等対応業務の委託料及び資格確認書等の印刷製本費の増 67,774千円
06 給付関係事業費	692,254,000	1,275,000	690,979,000	687,471,000	4,783,000	4,225,000	100.7%	100.6%	・通信運搬費(支給決定通知等郵便料金改定反映)の増 17,464千円 ・委託料(高額療養費等申請助成等業務委託等)の減 ▲13,203千円
07 医療費適正化事業費	755,049,000	527,486,000	227,563,000	781,810,000	▲ 26,761,000	▲ 36,832,000	96.6%	86.1%	・委託料(負担割合相違エラー対応の処理体制の見直し等)による資格通読点検等業務委託等)の減 ▲24,714千円
08 電算システム関係費	1,184,087,000	33,550,000	1,150,537,000	1,772,486,000	▲ 588,399,000	223,471,000	66.8%	124.1%	・委託料(標準システムクラウド化対応業務委託等)の減 ▲482,720千円 ・使用料及び賃借料(標準システムサーバ機等賃借等)の減 ▲123,176千円
09 広報広聴活動関係費	103,266,000	103,266,000	0	78,304,000	24,962,000	0	131.9%	-	・委託料(現コールセンターの契約終了(令和7年8月)に伴う次期コールセンター業務委託及びびマイナ保険証の問い合わせに対応するためのコールセンター業務委託の増席等)の増 27,662千円
10 財政調整基金費	2,581,000	2,581,000	0	43,000	2,538,000	0	6002.3%	-	・金机上昇に伴う基金利子積立金の増 2,538千円
02 選挙費	52,000	0	52,000	54,000	▲ 2,000	▲ 2,000	96.3%	96.3%	
03 監査委員費	357,000	0	357,000	355,000	2,000	2,000	100.6%	100.6%	
03 予備費	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	0	100.0%	100.0%	
合計	4,219,820,000	1,120,703,000	3,099,117,000	4,717,557,000	▲ 497,737,000	101,668,000	89.4%	103.4%	

市町村負担金以外の歳入	677,719,000円
国庫支出金	639,802,000円
財政調整基金繰入金	1,080,236,000円
財産収入・預金利子・繰越金	70,000円
合計	1,720,108,000円

【このページは空白です】

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算について

1 予算案の全体概要

財政運営期間の 2 年目となる令和 7 年度予算は、保険料率算定時の金額をベースとして算出しました。予算総額は、被保険者数の増加等により、対前年度比 399 億 4,820 万 6 千円 (3.5%) 増の 1 兆 1,708 億 3,927 万 7 千円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額 (率)
市町村支出金	252,555,993	243,341,315	9,214,678 (3.8%)
保険料納付金(現年度分)	145,334,531	139,586,488	5,748,043 (4.1%)
基盤安定拠出金	20,222,270	19,735,958	486,312 (2.5%)
療養給付費負担金 (定率負担金)	86,560,577	83,642,561	2,918,016 (3.5%)
その他市町村支出金	438,615	376,308	62,307 (16.6%)
国庫支出金	327,039,902	314,659,488	12,380,414 (3.9%)
県支出金	95,114,095	91,525,035	3,589,060 (3.9%)
支払基金交付金	480,658,831	464,029,570	16,629,261 (3.6%)
繰入金	6,171,513	6,428,489	▲256,976 (▲4.0%)
その他の歳入	9,298,943	10,907,174	▲1,608,231 (▲14.7%)
歳入合計	1,170,839,277	1,130,891,071	39,948,206 (3.5%)

(2) 主な内容と増減

○市町村支出金

- ・保険料納付金 (現年度分) 5,748,043 千円
被保険者数の増加等による増
保険料予定収納率：99.51%
- ・基盤安定拠出金 486,312 千円
被保険者数の増加等による増
- ・定率負担金 2,918,016 千円
療養給付費の増額に伴う増

○国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金 12,380,414 千円
療養給付費の増額に伴う増

○県支出金：療養給付費等の県負担金 3,589,060 千円
療養給付費の増額に伴う増

○支払基金交付金：現役世代からの支援金 16,629,261 千円
療養給付費の増額に伴う増

○その他の歳入：繰越金等 ▲1,608,231 千円
前年度繰越金の減少に伴う減

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和6年度	増減額 (率)
保険給付費	1,151,692,694	1,112,325,514	39,367,180 (3.5%)
療養給付費等	1,145,107,399	1,106,017,328	39,090,071 (3.5%)
審査支払手数料	3,106,619	2,966,834	139,785 (4.7%)
葬祭費	3,478,150	3,339,900	138,250 (4.1%)
傷病手当金	526	1,452	▲926 (▲63.8%)
支払基金拠出金	872,482	850,093	22,389 (2.6%)
保健事業費	6,625,017	6,278,337	346,680 (5.5%)
基金積立金	20,307	282	20,025 (大幅増)
諸支出金	10,303,000	10,303,000	0 (0.0%)
その他の歳出	1,325,777	1,133,845	191,932 (16.9%)
歳出合計	1,170,839,277	1,130,891,071	39,948,206 (3.5%)

(2) 主な内容と増減

○療養給付費等	39,090,071 千円
被保険者数の増加等による増	
○審査支払手数料	139,785 千円
被保険者数の増加等による増	
○保健事業費	346,680 千円
一体的実施事業の実施日常生活圏域数の増	

【参考】

〈平均被保険者数の推移〉 (単位：人)

	R3実績	R4実績	R5実績	R6見込	R7見込
平均被保険者数	1,176,121	1,224,571	1,277,973	1,328,670	1,363,663
対前年度比	1.5%	4.1%	4.4%	4.0%	2.6%

〈一人当たり医療費の推移〉 (単位：円)

	R3実績	R4実績	R5実績	R6見込	R7見込
一人当たり医療費	875,420	891,629	908,883	917,171	926,342
対前年度比	4.2%	1.9%	1.9%	0.9%	1.0%

※「R6見込」「R7見込」の数値はR6・7保険料を算定した時点での見込額です。

※一人当たり医療費は当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。

4 基金の状況

(単位：千円)

	6年度末 残高 (見込) A	7年度 取崩予定額 B	7年度 積立予定額 C	7年度末残高 (見込) D=A-B+C
療養給付費等 支払準備基金	8,530,936	5,971,512	17,062	2,576,486
保健事業等 支援基金	1,622,736	200,000	3,245	1,425,981